

児童相談所設置に向けた検討状況について

1 これまでの経緯

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となった。区は児童相談所設置に向けた検討と調整を進め、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置することとし、平成29年5月に基本方針、基本的な取り組み、施設概要を定めた『基本構想』を策定し、平成30年9月には、建設規模・構成、機能及び設備に関する諸要件をまとめ、設計の与条件とする『基本計画』を策定した。

2 児童相談所設置に係る検討体制について

児童相談所の設置に係る検討体制として、「板橋区児童相談所設置に係る検討会」(平成25年12月26日区長決定)を設置し、庁内横断的な調整と検討を進めている。平成29年4月には、開設準備に取り組む児童相談所設置担当課長を配置し、「板橋区児童相談所設置に係る検討会」の事務局として、施設整備、人材の確保・育成、組織体制、運営計画、児童相談所設置市の事務等について、国や東京都の動向を把握しながら、区としての方針をまとめている。

また、東京都や特別区と調整が必要な検討については、特別区長会事務局が中心となり進めている。

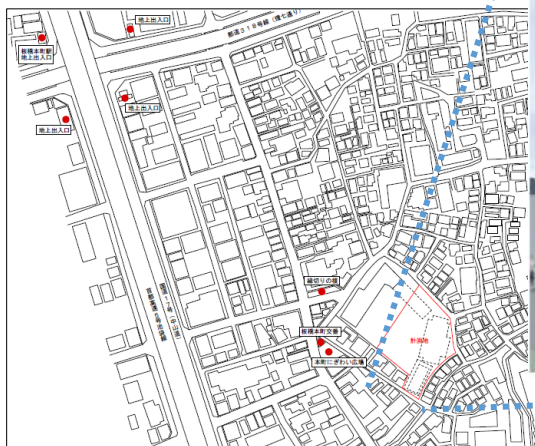
3 「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」基本方針

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

- 基礎的自治体である区が児童相談所を設置する効果を活かします。
- 専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします。
- 地域の力を活かします。

4 施設の概要

- (1) 設置場所 板橋区本町24-1
(旧板橋第三小学校跡地の一部)



- (2) 敷地面積 2,914.00㎡
- (3) 延床面積 3,475.39㎡
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- (5) 主な諸室

| エリア | 諸室名 |
|------------|---|
| 一般開放 | 総合相談窓口、待合室、親子コミュニティスペース、赤ちゃんの駅、トイレ、誰でもトイレ |
| 専門相談・一時保護所 | 面接室、心理面接室、医師診断室、家族療法室、プレイルーム、保健室、心理指導室、個別指導室、静養室、児童居室（浴室・トイレ・リビング）、多目的・学習スペース、屋内運動場、倉庫、トイレ、誰でもトイレ |
| 管理部門 | 事務室、会議室、調理室、洗濯室、用務員室、警備員室、ファイル室、倉庫、職員休憩室、更衣室、トイレ |

- (6) 整備スケジュール（予定）
 実施設計：平成31年4月
 ～令和2年3月
 解体工事：平成31年2月
 ～令和2年3月
 建設工事：令和2年7月
 ～令和3年12月



5 区民周知について

(1) 区民説明会

| 実施年月日 | 内 容 |
|----------------|--|
| H29年3/9, 3/11 | ○児童相談所の設置場所、施設整備について ○旧板橋第三小学校跡地活用に係る基本的な方向性について |
| H29年8/27, 8/28 | ○区の課題を解決するための旧板橋第三小学校跡地利用について ○「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想」について |
| H30年6/29, 7/1 | ○旧板橋第三小学校跡地活用について ○「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画」について |
| H31年2/6, 2/11 | ○旧板橋第三小学校東側校舎解体その他工事説明会 |

(2) 区民周知イベント

| 実施年月日 | 内 容 |
|-----------|-------------------|
| H30年11/26 | ○基調講演・映画上映・基本計画周知 |

6 人材確保・育成、組織体制について

(1) 人材確保・育成

人員配置は、児童福祉法等による基準に従うとともに、児童虐待相談へのきめ細やかな対応や関係機関と連携した支援を提供するなど、新たな児童相談所として着実に運営できる人員体制を確保する。平成31年4月の児童福祉法施行令の一部改正による児童福祉司の配置基準の見直しにも対応した配置とする。

人材の確保は、開設時期を見据えた福祉職・心理職等の専門職の計画的採用を行うとともに、児童相談所経験者の任期付採用等の活用も検討している。

人材育成は、専門職種である児童福祉司・児童心理司の配置予定数の半数以上を児童相談所業務の経験者とするため、他自治体の児童相談所へ長期派遣を行い、開設時の円滑な運営に向けた研修計画を立てている。

○児童相談所への長期派遣計画

| | 配置予定数 | ～H30 | H31 | R2～ | 派遣者計 |
|-------|-------|------|-----|-----|------|
| 児童福祉司 | 40人 | 8 | 5 | 7 | 20人 |
| 児童心理司 | 20人 | - | 3 | 7 | 10人 |

※上記のほか、一時保護所・事務の派遣研修も実施

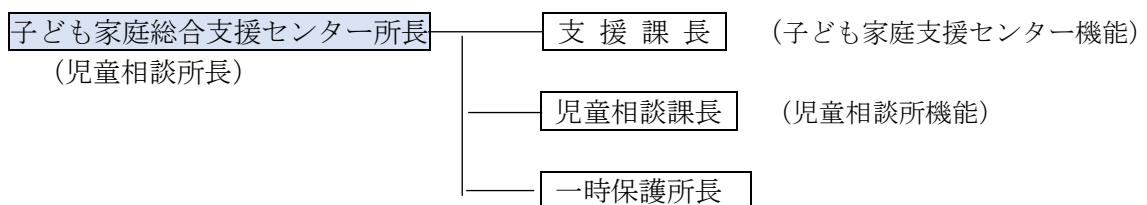
(2) 組織体制について

(仮称) 子ども家庭総合支援センターは、児童相談に関する総合的な支援を行うため、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ組織として編成する。

保健所・健康福祉センターや福祉事務所、教育支援センターなどの各部門の相談窓口と連携し、困難なケースや専門性の高い相談は必要に応じて(仮称)子ども家庭総合支援センターが対応するなど、各部門と緊密に調整を図っていく。

組織体制の構築は、東京都と先行3区(令和2年開設予定)のモデル的確認作業における協議状況等を参考に、児童相談所長を部長級とし複数の課長を配置する体制を検討している。

○組織体制(案)



7 令和元年度事業計画

| | |
|------|--|
| 設置検討 | ○「児童相談所設置に係る検討会・幹事会」の実施 ○各区課題・設置市の事務の検討、児童相談所業務システム構築の検討 |
| 施設整備 | ○(仮称)子ども家庭総合支援センター基本設計・実施設計 ○既存施設(体育館・プール・東側校舎等)の解体工事 ○道路拡幅整備設計及び境界復元等測量委託 |
| 人材育成 | ○長期派遣研修・派遣職員帰庁報告会の実施 ○専門研修受講、各種勉強会参加、職員向け研修会の実施 |
| その他 | ○特別区間における連絡調整と協議 ○区民説明会、区民周知イベントの実施 ○職員向けマガジン発行 |

【参 考】

平成 30 年度事業まとめ

| | 事 業 内 容 |
|------|--|
| 5 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 1 回幹事会 ○「児童相談所設置に係る検討会」第 1 回検討会 ○「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本計画」（中間のまとめ）策定 ○旧板橋第三小学校東側校舎等解体設計委託 |
| 6 月 | ○要保護児童対策地域協議会代表者会議報告（基本計画中間のまとめ） ○子どもの貧困対策調査特別委員会報告（基本計画中間のまとめ） ○区民説明会実施（基本計画中間のまとめ） |
| 7 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 2 回幹事会 ○区民説明会実施（基本計画中間のまとめ） |
| 8 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 2 回検討会 |
| 9 月 | ○「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本計画」策定 |
| 10 月 | ○子どもの貧困対策調査特別委員会報告（基本計画） |
| 11 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 3 回幹事会 ○基本・実施設計委託 ○児童相談所設置に向けた区民周知イベント実施（講演・映画・基本計画周知） |
| 12 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 3 回検討会 ○子どもの貧困対策調査特別委員会報告（検討状況） |
| 1 月 | ○東側校舎等解体工事委託 |
| 2 月 | ○解体工事に伴う説明会実施 ○子どもの貧困対策調査特別委員会報告（検討状況） |
| 3 月 | ○「児童相談所設置に係る検討会」第 4 回幹事会 ○「児童相談所設置に係る検討会」第 4 回検討会 |
| 通 年 | ○特別区子ども家庭支援センター・児童相談所担当合同部会（例月） ○各種研修会受講、児童相談所等視察、派遣職員帰庁報告会 ○職員向けマガジン「J I S O」発行 |